

令和2年4月28日開催

令和2年度
燕市農業委員会第1回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第1回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年4月28日(火曜日)
午前9時30分～午前10時08分

2. 開催場所 燕市役所 1F 101～103 会議室

3. 出席委員 (26名)

1番 金山 吉夫	12番 大久保政博	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	13番 山上 忠	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	15番 伊藤 均	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	16番 伊藤 和夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	17番 土田 喜七	25番 佐藤 信一
6番 江辺 耕一	18番 本田 繁	26番 遠藤 忠夫
7番 川本 敏夫	19番 荻原 一郎	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	20番 明田栄以知	28番 澤口 義明
10番 山田 直子		29番 和田 正春

4. 欠席委員 (3名)

欠席 3名 9番 廣野和夫、11番 早渡秀夫、14番 中村幸夫
欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 5 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 (会長)

8. 議事録署名委員

18 番 本田 繁 19 番 荻原一郎

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号 9 番 廣野和夫、11 番 早渡秀夫、14 番 中村幸夫委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 27 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 1 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 18 本田 繁 委員及び</p> <p>議席番号 19 荻原一郎 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 1 号から第 2 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p>
事務局	<p>受付番号 1 番 小高字下割前の田、1 筆、面積 306 m²、地権者管理に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 2 番 中島字上表の田、1 筆、面積 318 m²、地権者管理に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 3 番 中島字上表の田他、計 4 筆、面積 10,183 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 4 番 佐善字居浦の田、1 筆、面積 1,178 m²、「3 条売買」に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続いて、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 5 番 小池字下通の田他、計 5 筆、面積 4,329 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 6 番 野本の田、1 筆、面積 3,952 m²、基盤強化促進法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 7 番 牧ヶ花新田字一番割の田、計 2 筆、面積 5,285 m²、「3</p>

事務局	<p>条売買」に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 8 番 砂子塚の田他、計 2 筆、面積 3,565 m²、「売買」に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 9 番 泉新字居掛の田他、計 3 筆、面積 3,549 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 10 番 中島字上表の田他、計 7 筆、面積 11,254 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 11 番 熊森の田、計 2 筆、面積 10,236 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 12 番 中島字上表の田、1 筆、面積 720 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 13 番 中島字上表の田、1 筆、面積 164 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 14 番 国上字太田前の田、計 2 筆、面積 3,300 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 15 番 泉新字苗代の田他、計 11 筆、面積 18,379 m²、中間管理機構移行、他に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 16 番 中島字上表の田、1 筆、面積 1,396 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 17 番 泉新字居掛の田、計 3 筆、面積 2,146 m²、中間管理機構移行、他に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 18 番 中島字上表の田他、計 17 筆、面積 8,008.15 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 19 番 国上字居下の田他、計 5 筆、面積 4,529 m²、中間管理機構移行、他に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 20 番 中島字上表の田、1 筆、面積 284 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>受付番号 21 番 国上字居下の田他、計 8 筆、面積 16,202 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>続いて、中間管理事業の解約であります。</p>
	<p>受付番号 22 番 粟生津字山王の田、1 筆、面積 5,298 m²、基盤強化促進法売買に伴う利用権の解約であります。</p>
	<p>続きまして、会長報告第 2 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p>
	<p>受付番号 1 番 柚木字中道下の田、1 筆、面積 46 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、なし、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない、原状回復</p>

	<p>命令の有無は無し、農用地区域外であります。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 牧ヶ花村新田字一番割の田、2筆、面積5,285㎡、契約内容は売買、対価は10a当り〇円、位置図は議案資料1頁をご覧ください。</p> <p>受付番号2番 笈ヶ島字三ツ石の田、1筆、面積896㎡、契約内容は親子間の贈与であります。</p> <p>受付番号3番 高木字高木の田他、計6筆、面積2,237㎡、契約内容は親子間の贈与であります。</p> <p>受付番号4番 吉田宮小路字館野の畑他、計2筆、面積1,669㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は同じく議案資料1頁になります。</p> <p>受付番号5番 横田字三ツ郷屋の畑、1筆、面積576㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料2頁をご覧ください。</p> <p>受付番号6番 佐善字堤外の畑、1筆、面積457㎡、契約内容は売買、対価は10a当り〇円、位置図は議案資料2頁になります。</p> <p>受付番号7番 下粟生津字上野の畑、1筆、面積303㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料3頁をご覧ください。</p> <p>受付番号8番 粟生津字山王の田他、計4筆、面積1,858㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料3頁になります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る4月21日、第</p>

伊藤委員長	3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
議 長	4 月 21 日、午前 9 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 3 事前審査委員会委員 1 名の欠席により、12 名で審査の結果、農地法第 3 条申請 8 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
議 長	(質疑なし) 他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。
議 長	次に議案第 2 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 2 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号 1 番 分水弥生町の畑、1 筆、面積 236 m ² 、当初計画者から承継者に名義変更されるとともに、転用目的は資材置場及び駐車場から、住宅に変更されるものであります。位置図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。
	駐車場として許可され利用していた土地の一部を分筆し譲り受け、住宅を建築するものであります。
	受付番号 2 番 中諏訪の田、1 筆、面積 102 m ² 、当初計画者から承継者に名義変更されるとともに、転用目的は車庫から住宅に変更されるものであります。位置図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。
	当初、駐車場として許可を受けていましたが、資金の関係で実行されなかったため、承継者が隣接する宅地(計 263 m ²)との一体利用により、住宅を建築するものであります。
議 長	説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 4 月 21 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
伊藤委員長	審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請 2 件、異議がなかった事を報告致します。

議 長	<p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 吉田西太田字札木の畑、1筆、面積147㎡、転用目的は、物置兼車庫及び駐車場、契約内容は売買、令和2年7月31日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料8～9頁をご覧ください。</p> <p>既存の敷地が狭いことから、物置及び駐車場用地を確保するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される所であります。</p> <p>受付番号2番 新長字中原の田、1筆、面積257㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、建築済みであります。位置図、土地利用計画図は、議案資料10～11頁をご覧ください。</p> <p>集落内に居住していた譲受人が、自宅の老朽化に伴い親族から土地を借り受け、転用許可を得ずに住宅を建築、利用していたものであります。今回、一体利用されていた土地改良区の水路敷の払い下げも完了したことから、改めて申請が提出されたものであります。</p> <p>申請地は、第1種農地に接続する農地ではありますが、不許可の例外として、居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に隣接する農地に設置されるものに該当すると思われること。また集落に隣接し、営農に影響は無いと判断出来ることから、許可はやむを得ないと判断される所であります。</p> <p>また申請に併せて、始末書が提出されており、事前審</p>

査会で読み上げさせていただいたところであります。

受付番号 3 番 分水弥生町の畑、1 筆、面積 236 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 2 年 9 月 30 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁にお戻りください。

先ほど計画変更承認で説明した案件であります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所であります。

受付番号 4 番 佐渡字寄合割の田、1 筆、面積 250 m²、転用目的は住宅、契約内容は親子間の贈与、令和 2 年 8 月 29 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 12～13 頁をご覧ください。

親族からの贈与により土地を取得し住宅を建築するものであります。

申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所であります。

受付番号 5 番 八王寺字砂押の畑、1 筆、面積 255 m²、転用目的は、住宅、契約内容は売買、令和 2 年 11 月 30 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 14～15 頁をご覧ください。

公衆道路となっている雑種地との一体利用により住宅を建築するものであります。

申請地は、八王寺住宅団地内の宅地にかこまれた農地であることから、営農に影響はなく、第 3 種農地であると判断される場所であります。

受付番号 6 番 吉田西太田字札木の畑、1 筆、面積 156 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 2 年 7 月 31 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 16～17 頁をご覧ください。

申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所であります。

受付番号 7 番 吉田西太田字札木の田、1 筆、面積 1,048 m²、転用目

的は資材置場、契約内容は売買、令和2年6月30日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料18～19頁をご覧ください。

既存の資材置場の返還を求められたため、近隣に新たな資材置場を求めるものであります。

申請地は第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号8番 中諏訪の田、1筆、面積102㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和2年10月31日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料6～7頁にお戻りください。

こちら先ほど計画変更承認で説明した案件であります。農地を取得し、宅地との一体利用（計263㎡）により住宅を建築するものであります。

申請地は、宅地に点在する農地で、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号9番 水道町四丁目の田、1筆、面積561㎡、転用目的は就労支援施設、契約内容は賃貸借、令和3年3月31日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料20～21頁をご覧ください。

近隣にあるショートステイの訓練・作業施設を建築するものであります。

申請地は、宅地に点在する農地で、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号10番 水道町四丁目の田他、計2筆、面積330㎡、転用目的は宅地造成（1区画）、契約内容は売買、令和2年7月10日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料22～23頁をご覧ください。事業拡大のため、一区画を造成・販売し事業の拡大を図るものであります。

申請地は、宅地に点在する農地で、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の

	<p>土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る4月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請10件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p> <p>初めに、所有権の移転であります。</p> <p>受付番号1番 野本の田、1筆、面積3,952㎡、移転時期は令和2年5月21日、対価は〇円、引渡し時期は令和2年5月31日。位置図は議案資料24頁をご覧ください。以下、移転時期、引渡し時期は全て同じですのでお読み取りください。</p> <p>受付番号2番 粟生津字山王の田、1筆、面積5,298㎡、対価は〇円。位置図は同じく議案資料24頁になります。</p> <p>受付番号3番 佐善字居浦の田、1筆、面積1,178㎡、対価は〇円。位置図は議案資料25頁になります。</p> <p>続いて、利用権設定であります。</p> <p>受付番号1番 下児木の田、1筆、面積2,000㎡、10年の新規設定、以下、対価は記載のとおりであります。</p> <p>受付番号2番 横田字前田の田他、計5筆、面積7,969㎡、2年の新規設定であります。</p> <p>受付番号3番 佐善字川向の田、1筆、面積1,021㎡、10年の再設定であります。</p>

	<p>受付番号4番 国上字長辰の田他、計2筆、面積1,837㎡、5年の再設定であります。</p> <p>また、関係委員の案件はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る4月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転3件、利用権設定の新規2件、再設定2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
議長	<p>次に議案第5号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。</p> <p>議案の16頁をご覧ください。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画であります。</p> <p>事前に配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>受付番号1番 粟生津字山王の田、計8筆、面積8,905㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和12年12月31日までの11年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>続いて、5年の集積計画であります。議案の21頁になります。</p>
事務局	<p>受付番号32番 米納津字天神堂の田他、計5筆、面積18,598㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和7年3月31日までの5年であります。</p>
事務局	<p>続いて、配分計画であります。22頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>11年の配分計画であります。</p> <p>受付番号1番 粟生津字山王の田他、計20筆、面積46,931㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和12年12月31日までの11年であります。以下お読み取りください。</p> <p>続いて、議案27頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>5年の配分計画であります。</p> <p>受付番号19番 米納津字天神堂の田他、計4筆、面積15,062㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和7年3月31日までの5年であります。</p> <p>以下、お読み取りください。</p> <p>また、関係委員の案件として、議案23頁、配分計画の受付番号5番に長谷川委員の案件があります。</p>
事務局	<p>今回は、三つの農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案28頁の議案第4号・5号関係資料をご覧ください。</p> <p>新年度ごとに、最初の申請があった農地所有適格法人について、説明をさせていただいております。</p> <p>今回の利用権の申請農事組合法人「SCA粟生津」から農事組合法人「吉田南部農産組合」まで、(1)から(4)までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る4月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である配分計画、番号5番を除いて、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画32件、異議がなかった事、また、農用地利用配分計画のうち番号5番を除いた19件、意見は特になかった事を報告します。</p>
議長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議長	<p>(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画、及び配分計画の移転については、番号5番を除いて、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 19 番長谷川委員は退席願います。</p>
	<p>(関係委員 退室 午前 10 時 05 分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画、受付番号 5 番について、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、配分計画、受付番号 5 番について、意見がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
	<p>関係委員は、入室願います。</p>
	<p>(関係委員 入室・着席 午前 10 時 07 分)</p>
議 長	<p>退席された長谷川委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
関係委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>なお、議案第 4 号及び議案 5 号の案件につきましては、5 月 7 日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 1 回総会を閉会致します。</p>
	<p>(終了時刻 午前 10 時 08 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年4月28日

総会議長 No.24 本井作登志

議事録署名委員 No.18 本田 肇

議事録署名委員 No.19 萩原 一郎
